

松ヶ崎自治連合会規約

第1条 (名称)

本会は、松ヶ崎自治連合会と称し、事務所を会長宅におく。

第2条 (目的)

本会は、松ヶ崎学区内の住民が相互に協力し合い、地域福祉の増進と、環境保全を進展させ、会員間の親睦と互助をはかり、これに必要な各種団体の行う事業活動を助成することを目的とする。

第3条 (会員)

本会の会員は、松ヶ崎学区に在住するすべての世帯を対象とする。
なお、当学区内で事業を行う事務所・店舗のみで、会の目的に賛同していただき、所定の特別会費を納入して頂いた方は、特別会員とすることが出来る。

第4条 (事業)

この会の事業は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、関係団体との連絡・調整。
- 2、学区内各種団体の事業資金の助成とその調整。
- 3、その他第2条の目的達成に必要な事業。

第5条 (構成)

- 1、会 長 1名
- 2、副 会 長 2名
- 3、**庶務・会計** 1名
- 4、担当役員 若干名
- 5、会計監査 2名
- 6、顧 問 若干名 (各種団体長経験者)
- 7、理 事 学区内各種団体の代表者
- 8、幹 事 **学区内町内会長・自治会長 (大型マンション)**

第6条 (選任)

会長及、副会長、**庶務・会計**・会計監査は理事会において選任し、総会の承認を得るものとする。

顧問及び担当役員は、会長が指名し理事会及び総会の承認を得るものとする。

第7条 (任期)

- 1、会長、副会長、**庶務・会計**、会計監査、担当役員、顧問の任期は

- 2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2、理事は、各種団体長の在任期間とする。
 - 3、幹事は、町内会長・自治会長(大型マンション)の在任期間とする。
 - 4、任期期間中に就任した後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときは、その職務を代行する。
庶務・会計は、本会の庶務、会計処理を行う。
会計監査は、本会の会計処理内容等を監査し、総会に報告を行う。
担当役員は、当会の事業運営を積極的に推進する
顧問は、会長及び当会の運営についての助言を行う。

第9条 (会議)

- 1、本部役員会 第5条 1 ～ 6 の者
 - 2、理事会 第5条 1 ～ 7 の者
 - 3、総会 第5条 1 ～ 8 の者
- 各会議は、必要に応じ会長が召集する。

第10条 (総会)

- 第5条の者で構成する。
- 1、総会は定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年4月に開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。
 - 2、総会は会長が招集し、議長はその都度総会において選出する。
又、役員³分の1以上の要求があり、会長が必要と認めたときは、臨時に開催しなければならない。
 - 3、総会は役員³分の2以上の出席(委任状を含む)で成立とする。
 - 4、議決については、総会出席者の過半数の賛成を要する。
賛否同数のときは、議長に一任する。
 - 5、総会の決議事項
 - 1) 役員¹の選任に関する事項。
 - 2) 本会の規約の変更に関する事項。
 - 3) 予算及び決算の承認に関する事項。
 - 4) 役員よりの提出議案に関する事項。
 - 5) その他本会運営に必要な事項。

第 11 条 (理事会)

開催は年 2 回程度とする。(上期・下期)

但し、会長が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。

出席者は、第 9 条の本部役員及び理事とし、3 分の 2 以上(委任含む)の出席で成立とし、議決については、出席者の過半数の賛成を要する。

第 12 条 (本部役員会)

開催は、会長が必要に応じ召集する。

次の事項について協議をする。

- 1) 本会の運営及び活動に関する事項。
- 2) 本会の予算・決算に関する事項。
- 3) 各種団体の活動及び収支状況に関する事項。
- 4) その他、理事会・総会への提案並びに承認に関する事項。

第 13 条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 14 条 (会費及び収入)

- 1、第 3 条の会員及び特別会員よりの会費収入
但し、会費は理事会において決定する。
- 2、賛助会費及び寄付金等

第 15 条 (助成金の報告義務)

本会より助成を受けた各種団体は、その会計年度終了後速やかに決算報告並びに次年度の予算書を提出しなければならない。

付 則

会の発足 平成 7 年 5 月 20 日
改正 平成 11 年 5 月 1 日
改正 平成 22 年 4 月 1 日
改正 令和 6 年 4 月 20 日

自治連合会一覧表

本部役員： 会長、副会長、庶務・会計、会計監査、担当役員、顧問

理事 各種団体長 幹事 町内会長・自治会長 (大型マンション)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1、市政協力委員会 | 1、井出ヶ鼻 |
| 2、社会福祉協議会 | 2、樋ノ上町北 |
| 3、松ヶ崎立正会 | 3、樋ノ上町南 |
| 4、消防分団 | 4、河原田 |
| 5、消防分団後援会 | 5、東 |
| 6、体育振興会 | 6、小脇 |
| 7、松寿会連合会 | 7、堀 |
| 8、自主防災会 | 8、御所ノ内 |
| 9、民生児童委員会 | 9、中町北 |
| 10、少年補導委員会 | 10、中町南 |
| 11、小学校 PTA | 11、西町北 |
| 12、交通安全会 | 12、西町南 |
| 13、小学校同窓会 | 13、西山 |
| 14、学校運営協議会 | 14、小竹藪 |
| 15、神社奉賛会 | 15、正田 |
| 16、日赤松ヶ崎支部 | 16、杉ヶ海道 |
| 17、遺族会 | 17、修理式・横縄手 |
| 18、保護司会 | 18、堂ノ上 |
| 19、農業協同組合 | 19、柳井田 |
| 20、松ヶ崎保育園 | 20、今海道 |
| 21、防犯推進委員会 | 21、芝本 |
| 22、松ヶ崎児童館 | 22、三反長 |
| 23、松ヶ崎おやじの会 | 23、呼返 |
| 24、松ヶ崎小学校 | 24、泉川 |
| 25、まっちゃんネットワーク | 25、東桜会 |
| | 26、西桜木 |
| | 27、グランシティオ北山 |
| | 28、グランブルー北山 |
| | 29、アンビエント北山通 |
| | 30、フォーラム松ヶ崎 |
| | 31、パークノバ松ヶ崎 |
| | 32、インペリアル松ヶ崎 |